

泉南市希望型指名競争入札要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、泉南市が発注する建設工事について、泉南市財務規則（昭和59年3月22日規則第4号）に規定する指名競争入札のうち、第3条に規定する対象工事につき希望型指名競争入札を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、希望型指名競争入札とは、次条に規定する建設工事ごとに市が定める資格要件を付して入札参加希望者を募り、入札参加資格を有する者の全てを当該入札に参加させる方式の指名競争入札をいう。

(対象工事)

第3条 希望型指名競争入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 土木一式工事については、設計金額が300万円以上3億円未満の工事
- (2) 建築一式工事については、設計金額が1,000万円以上6億円未満の工事
- (3) 前2号に掲げる工事のほか市長が特に認める工事

2 前項第1号及び第2号に掲げる工事のうち、緊急を要する工事、特殊な技術を要する工事その他特別の理由があると認める工事は、除くものとする。

(参加対象者)

第4条 希望型指名競争入札の参加対象者（以下「参加対象者」という。）は、泉南市建設工事請負業者選考要綱（昭和55年10月8日泉南市告示第58号）（以下「選考要綱」という。）第5条の規定により格付けされた市内業者であって、第8条に規定する入札参加資格を有する者とする。

(級別区分表等)

第5条 土木一式工事及び建築一式工事の希望型指名競争入札に係る級別区分は、選考要綱第5条に規定する格付総合評点に基づくものとし、それぞれの発注基準額は別表に基づき定めるものとする。この場合において、発注基準額は設計金額とする。ただし、市長は、この級別区分を適用することが適当でないと認める工事については、その都度、泉南市建設工事指名業者等選考委員会（以下「指名委員会」という。）の議を経て基準を定める。

2 市長は、年度ごとの発注件数等により前項の級別区分等の調整が特に必要な場合は、指名委員会の議を経て、別表の変更を行うことができる。

3 市長は、第3条第1項第3号の工事については、その都度、指名委員会の議を経て基準を定める。

第6条 参加対象者の級別区分は、選考要綱第5条の規程により級別区分されたものとする。

(対象工事の公表)

第7条 この要綱により対象工事を発注するときは、原則として毎月第2週目の月曜日(その日が泉南市の休日に関する条例(平成元年12月25日条例第29号)第2条に規定する休日(以下「休日」という。)にあたるときは、その翌日以降で、休日でない日)に次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、公表日を変更することができる。

- (1) 工事名称
- (2) 施工場所
- (3) 工事期間
- (4) 工事種別
- (5) 工事概要
- (6) 入札参加資格
- (7) その他入札に際し必要な事項

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市役所庁舎内の情報公開を行う場所に掲示
- (2) 市のホームページへの掲載

(入札参加資格)

第8条 希望型指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 選考要綱第4条第1項各号に規定する要件をすべて満たし、選考要綱第5条の規定に基づき対象工事の格付け等級を有する者。
- (2) 泉南市建設工事等指名停止要綱(平成15年7月28日泉南市告示39号)の規定に基づく指名停止期間中でない者。
- (3) 土木一式工事及び建築一式工事については、別表に定める工事種別及び発注基準額に対応する等級に区分されている者。ただし、第5条第1項ただし書きの規定により基準を定める場合は除く。
- (4) 建設業法第26条の規定に基づく必要な技術者及び現場代理人を配置できる者。
- (5) 当該工事と同種の手持ち工事がない者。(本市発注の指定した工事に限る。)
- (6) 前各号に定めるもののほか、対象工事ごとに入札参加資格を別途定める場合は、その要件を満たす者。

(入札参加申請)

第9条 希望型指名競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加申請者」という。)は、発注する対象工事ごとの公表において指定する日までに当該工事に係る希望型指名競争入札参加申請書(以下「入札参加申請書」という。)及び対象工事ごとに指定する資料がある場合は、その資料を市長に提出しなければならない。

(入札参加資格審査等)

第10条 前条に規定する入札参加申請書の提出があった場合は、入札参加申請者の資格等について指名委員会の審査に付すものとする。

2 入札参加申請者が、手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる場合は、入札参加資格を認めないものとする。

3 次の各号の規定に該当する者は、同一入札への申請については、一者のみを認めるものとする。

(1) 選考要綱第10条第3項第7号に該当する資本関係のある複数の者

(2) 選考要綱第10条第3項第8号に規定する人的関係のある複数の者

4 市長は、第1項の審査の結果を入札参加申請者に通知しなければならない。この場合において、入札参加資格を認めなかった申請者には、その理由を付すものとする。

(指名の取り消し)

第11条 市長は、前条により入札参加を指名された者が入札までの間に、第8条第2号に該当しなくなった場合並びに前条第2項に規定する者に該当することが明らかになった場合又はこれらの事由が生じた場合には、既に行った指名を取り消すことができるものとする。

2 対象工事について、同時期に2件以上の指名を受けている有資格者が、指名中の対象工事のうち、1件を落札した場合には、他の対象工事の指名を取り消すことができるものとする。

(入札の中止等)

第12条 市長は、希望型指名競争入札に参加する者が2者に満たないとき又は特別な事情が生じたときは、当該入札を中止することができる。なお入札を中止した場合は、直ちにその旨を入札参加申請者に通知するものとする。

(設計図書等)

第13条 希望型指名競争入札に係る設計図書等の費用は、入札参加申請者の負担とする。

2 設計図書等の購入義務は、第9条の規定に基づき入札参加申請書を提出した時点から発生するものとし、第10条の規定による資格審査において入札参加資格が認められなかった等の特別な場合を除き、設計図書等の費用を負担しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、希望型指名競争入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成18年9月25日泉南市告示第101号）
この要綱は、平成18年10月2日から施行する。

附 則（平成19年8月27日泉南市告示第93号）
この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年8月31日泉南市告示第67号）
この要綱は、平成21年9月7日から施行する。

附 則（平成２４年８月２７日泉南市告示第５８号）
この要綱は、平成２４年９月３日から施行する。

附 則（平成２８年８月２５日泉南市告示第１００号）
この要綱は、平成２８年９月１日から施行する。

附 則（令和３年１２月２８日泉南市告示第１４７号）
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年１０月２８日泉南市告示第１６８号）
この要綱は、令和４年１１月１日から施行する。

附 則（令和８年９月１日泉南市告示第１２５号）
この要綱は、令和８年９月１日から施行する。

別表（第５条関係）

格付け	対 象 工 事 別 発 注 基 準 額			
	土木一式工事		建築一式工事	
			総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事	
A	300,000 千円未満 25,000 千円以上		600,000 千円未満 50,000 千円以上	600,000 千円未満 50,000 千円以上
B	150,000 千円未満 25,000 千円以上		150,000 千円未満 10,000 千円以上	250,000 千円未満 20,000 千円以上
C	1	60,000 千円未満 15,000 千円以上	50,000 千円未満	50,000 千円未満
	2	40,000 千円未満 15,000 千円以上	10,000 千円以上	10,000 千円以上
D	15,000 千円未満 3,000 万円以上		—	—